

令和5年(ワ)第6275号 損害賠償請求事件

原告



被告 国

準備書面

令和5年6月2日

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 海 渡 雄



同 弁護士 小 竹 広 子



同 弁護士 高 遠 あゆ子



被告の過失について、下記のとおり主張する。

第1 精巣腫大についての検査義務の根拠

陰嚢が肥大する病気としては、陰嚢水腫、精索静脈瘤、ヘルニア、陰嚢皮膚の浮腫み、精巣腫瘍、精巣炎、精巣上体炎、精索捻転等がある。それらは疼痛の有無、透過光性検査、精巣自体の腫大の有無によって鑑別診断できる(甲B1 115頁図I-108 なおこの図は小児の陰嚢腫大に対する検査計画であるが、「成人の陰嚢腫大に対しても基本的には同様な診断手順でよい」との記載がある。)

精巣腫瘍の多くの場合は、無痛性の陰嚢内の肥大である(甲B1 314頁 精巣腫瘍について、「無痛性陰嚢内腫瘤を主訴として来院することがほとんどである。」、甲B3 1頁目「症状」)。また、15歳から35歳の男性においては最も多い悪性腫瘍であり(甲B3 1頁目「精巣がんと

は)、無痛性陰嚢腫大は、まず精巣腫瘍を疑うことが重要であるとされている(甲B1 311頁)。

以上に引用した甲B第1号証の「標準泌尿器科学」は、医学部での教育に用いられる基本的な教科書、すなわち成書であるから、標準的な医師であれば知悉しておくべき知識であると言える。

本件において■■■■は初診当時23歳と若く、陰嚢に肥大がある一方で痛みはなかったことから、まず精巣腫瘍を疑うべき状況にあった。そのため、被告の医師は、精巣腫瘍の鑑別診断をするための各種検査、超音波検査や透過性検査等を実施すべき義務があった。

第2 禁忌の処置である針生検を回避すべき義務の根拠

医学の基本書には「少しでも精巣腫瘍が疑われた場合には、針生検は血行性転移を起こす危険性があるので禁忌である。」と明記されており(甲B1 315頁「(2) 身体的所見」、精巣腫瘍が疑われた場合には針生検は禁忌であることは、医師の国家試験の問題にも出されるほどの基本知識である。(甲B4)。

本件において、上記のとおり、■■■■は精巣腫瘍を疑うべき状況にあったため、被告の医師は、針生検を回避すべき義務があった。

以上